

請求書の押印省略に関するQ & A

NO.	質問	回答
1	押印が省略できる書類は何か	令和8年2月1日以降に発行される請求書が対象
2	すべての請求書で押印を省略できるか	法令や条例で押印が義務づけられているものや、契約書等で請求書の押印を求めているものについては、押印を省略することはできませんので、担当課に確認してください。 補助金等についても、個別的要綱等によるため、担当課に確認してください。
3	発行責任者とは誰か	代表取締役又は支店長や営業所長などが想定されますが、請求書の発行について責任を有する方を指します。
4	担当者とは誰か	本請求に関する事務を担当する方を指します。 発行責任者と担当者は、同一人物でも可ですが、その場合は「同上」と記載する等、同一人物であることが分かるようにしてください。
5	代表取締役等の請求者、発行責任者及び担当者は同一人物でもいいか	代表取締役等の請求者、発行責任者及び担当者は同一人物でも構いません。
6	請求者が個人（個人事業主含む）の場合でも発行責任者及び担当者、連絡先の記載は必要か	請求者の氏名、住所、連絡先の記載があれば、発行責任者及び担当者の記載は不要です。
7	発行責任者及び担当者の氏名は苗字のみや押印でもよいか	氏名はフルネームで記載してください。苗字のみや押印のみでは受付できません。
8	押印した請求書も受け付けられるか	従来どおり押印した請求書も可です。その場合、発行責任者及び担当者の記載は不要です。
9	請求書印が代表者印ではなく、法人印のみ押印されている場合、発行責任者等の氏名・連絡先は必要か	以下のいずれかの対応が必要です。 ①発行責任者、担当者の氏名及び連絡先を記載する ②代表者印を押印または代表者の認印を押印する
10	連絡先は携帯電話でもよいか	固定電話の番号を記載してください。 なお、固定電話が繋がりにくい場合は携帯電話の番号を併記してください。 固定電話を設置していないときは、携帯電話の番号のみで構いません。
11	連絡先はメールアドレスでもよいか	固定電話の番号を記載してください。 なお、固定電話が繋がりにくい場合はメールアドレスを併記してください。
12	押印を省略した請求書を訂正する場合、訂正印で訂正してもよいか	押印を省略した請求書については、訂正印による訂正は行わず、改めて請求書を提出してください。
13	請求書は、メール等により電子データで提出してもよいか	請求書は、押印の有無にかかわらず、メール等により電子データで提出いただけます。その場合はPDF形式のファイルで提出してください。 押印を省略した請求書については、発行責任者、担当者の氏名及び連絡先を記載したものを提出してください。
14	本人以外の支払先に支払う場合も押印省略は可能か	請求書の押印は省略できますが、委任状には委任者（請求者）の押印が必要です。